

## 国民健康保険にご加入中の 皆様へのお願い

### ■負傷原因の照会について

交通事故に限らず、他者から受けた傷害の治療費は、傷害を負わせた加害者が負担するのが原則のため、健康保険を使用して治療を受けたときの医療費は後日、被害者に代わって健康保険から加害者へ請求を行います。

したがって、第三者（加害者）の行為が原因でケガをしたときは、国民健康保険の担当窓口への届け出が必要となります。

そのため、北海道国民健康保険団体連合会※より、ケガの原因についてお尋ねする「負傷原因の照会について」を送付する場合がありますので、負傷原因のご回答にご協力ください。

また、ケガの原因から届け出が必要と判断される場合は、届け出をお願いすることがあります（届け出が必要な場合は、別途お知らせします）。

国民健康保険の正しい運営や医療費の適正化のため必要となりますので、皆様のご理解をお願いします。

※北海道国民健康保険団体連合会とは、北海道、道内市町村、国民健康保険組合が共同して国民健康保険制度を運営している公法人です。北海道知事の許可を受け設立されています。

### ■就職などで社会保険に加入したとき

就職などで社会保険に加入したときは、国民健康保険から脱退する届け出が必要となります。届け出の際は「資格情報のお知らせ」などの社会保険へ加入したことが分かるものを持参してください（国民健康保険を脱退する全員分が必要です）。

また、社会保険の加入手続き中の期間であっても、すでに社会保険へ加入中となっていることが多く、その場合に国民健康保険を使用して受診をすると、後ほど医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

問合せ 健康福祉課国保グループ ☎②97072

## ポイントあびらからのお知らせ

### ■10月の毎週木曜日は3倍セール！&10月9日(木)は8倍セール！

※3倍セールとは重複しません

この機会にたくさんポイントを貯めて、お得に買い物をしましょう！

ポイントあびらの情報は  
こちらから発信しています



Facebook



Instagram

問合せ ポイントあびら 早来本所 ☎②2789（安平町商工会早来本所）  
追分支所 ☎⑤2154（安平町商工会追分支所）